

令和5年2月定例会 環境農林委員会（急施議案）の概要

日時 令和5年2月24日（金） 開会 午後2時41分
閉会 午後3時11分

場所 第6委員会室

出席委員 木下博信委員長
深谷顕史副委員長
小川直志委員、岡地優委員、小川真一郎委員、神尾高善委員、小島信昭委員、
八子朋弘委員、木村勇夫委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [農林部関係]
小畑幹農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、
野澤裕子食品衛生安全局長、
西村恵太農業政策課長、加藤由美農業ビジネス支援課長、
佐々木直子農産物安全課長、加藤幸彦畜産安全課長、
戸井田幸夫農業支援課長、長谷川征慶生産振興課長、
永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進幹、木村眞司農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第50号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）のうち農林部関係	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

小川（直）委員

- 1 資料9ページの「ほ場整備事業」について、多くの地区で申請希望があると想定されるが、対象地区をどのように選定したのか。また、10ページの「農地防災事業」についても同様に多くの地区から申請希望があるものと思うが、対象地区として、古利根堰地区を選定した理由は何か。
- 2 農地防災事業について、今後対象となる地区をどのように把握し、どのように計画的に実施していくのか。
- 3 資料11ページの「基幹水利施設管理事業」の事業実施要件に「省エネルギー化推進計画の策定」があるが、何を定める計画か。
- 4 基幹水利施設管理事業のうち、水利施設管理強化事業では、維持管理費に対して電力料等の割合が25%以上の施設管理者が管理する施設を対象とするとのことだが、どのような土地改良区が対象となるのか。
- 5 基幹水利施設管理事業のうち、水利施設管理強化事業の対象となる土地改良区について、具体的に把握しているか。

農村整備課長

- 1 令和4年度の農林水産省農村振興局関連の第2次補正予算については、「食料安全保障の強化に向けた構造転換対策」、「総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施」、「防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進」の3点を重点事項として国が計上した。これら重点事項に基づき各国庫補助事業に補正予算が配分されたが、本県で現在事業実施しているものでは、「農業競争力強化基盤整備事業」、「農村地域防災減災事業」以外に活用できる事業はなかったため、この2事業について補正予算を要望した。地区の選定については、まず「農業競争力強化基盤整備事業」では、ほ場整備事業3地区を実施中のため3地区とも選定した。また、「農村地域防災減災事業」では、実施している地区のうち、河川内で堰の改修を実施している古利根堰地区の1地区を選定した。選定の理由は、古利根堰地区は河川内工事で工事期間や河川水の処理などの条件から、技術的、費用的に仮設工事が重要な要素となっている。当地区に、この補正予算を集中的に活用することで、令和5年度当初予算で予定されている工事と並行して、鋼製ゲートの発注・契約が可能となり、河川締切等の仮設工事の費用を軽減することができる見込みであるため、古利根堰地区1地区を選定し補正予算を要求した。
- 2 農地防災事業については、今後実施を必要とする施設が数多くあると思われるが、各施設の対策を農地防災事業で実施することとなるのか、それ以外で実施するのかについては、事業採択時の施設や施設管理者の状況、地元関係者の意向などにより変わってくるため、農地防災事業の実施が必要とされる全体量としては現状では把握していない。なお、農地防災事業の対象となり得るものとして、基幹的農業水利施設については数量などを把握している。県内には基幹的農業水利施設が全体で447施設あり、このうち、県造成施設が263施設ある。施設の造成年度や老朽化などの条件から、県が主体となり対策を進める施設を168施設と目標を定めて整備を進めており、現状で対策済みが44施設、実施中が10施設という状況である。このほか、県内には244か所の防災重点農業用ため池があり、このうち225か所で何らかの対策が必要となっていることが判明している。ため池の整備賦存量については、耐震・豪雨・劣化の3要素について

施設管理者に調査を行わせて対策の要否を把握している。

- 3 省エネルギー化推進計画とは、今後3年間で各団体が行う省エネ化・コスト削減の取組の内容を記載するもので、国が示している省エネ化・コスト削減の取組メニューの中から原則二つ以上を選択し、2割の節電を目標として取り組むこととされている。具体的には、ソフト対策としてポンプの同時運転台数の削減に伴う最大需要電力の見直しによる基本料金の削減や電力契約使用期間の短縮がある。また、ハード対策として高効率電動機、変圧器への更新によるエネルギー使用量の削減等があり、これらのメニューから取組内容を決め、取組時期や取り組む施設の名称などを記入してもらうものである。
- 4 対象としては、農業用水のうち、特にパイプラインや揚水機場を管理している比較的大きな土地改良区と、余り人件費をかけずに作業等に対応しているような比較的小さな土地改良区を想定している。
- 5 現状で申請意向のある川島町土地改良区、豊里東部土地改良区、大里用水土地改良区、志多見土地改良区、元荒川上流土地改良区、北川辺領土地改良区、葛西用水路土地改良区の七つの土地改良区は維持管理費に占める電力料等の割合が25%以上となるのではないかと思われる。

小川（直）委員

農地防災事業について、地区選択にはいろいろな制約があることは理解するところだが、地元関係者の意向に基づき、活用事業を決定する点に懸念がある。地元関係者は、事業内容の詳細までは把握できておらず、適切に意向を示すことが難しいと思われるため、活用可能な地区に対しては、県から声掛けを行うなどの対応が必要と考えるがどうか。

農村整備課長

農地防災事業については、地元の意向任せにせず、県からも働き掛けをするような取組をしていきたい。

岡地委員

- 1 資料6ページの「輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業」では、民間事業者の輸出に向けた食肉処理施設及び部分肉加工施設の整備に要する経費の一部を支援するということだが、どのような事業計画なのか。
- 2 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業の効果は何か。また、畜産農家にメリットはあるのか。

畜産安全課長

- 1 事業実施主体は民間事業者1社、具体的には川口食肉荷受株式会社であり、国庫事業を活用して輸出に対応した、牛を対象とした食肉処理・加工施設を3か年で整備する計画である。令和5年度から令和6年度にかけて食肉処理施設を敷地内に建設し、令和6年度から令和7年度にかけて部分肉加工施設を建設する。施設整備に伴い、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく施設認定などを取得し、主にアジア向けに牛肉の輸出を計画している。
- 2 食肉処理施設については、畜産物の輸出に必要な、輸出相手国の衛生基準等を満たす食肉処理施設・部分肉加工施設を整備することにより、付加価値の高い食肉の供給が可能となることから、集荷力の向上が見込まれ、経営の安定につながると考えている。また、この施設整備により、衛生環境が整った施設で部分肉加工までの処理が可能となり、より高値での取引が期待できる。県内の肉用牛農家からこの施設への出荷頭数の増加を

図ることで、本県の肉用牛農家の経営安定につながれると考えている。

八子委員

治山事業について、早期に対策が必要な崩壊地及び荒廃溪流について治山施設を整備するというので、今回2地区が選定されているが、ほかに早期に対策が必要な地区はないのか。

森づくり課長

今回の2か所以外に工事等の対応が必要な箇所は22か所あると把握している。

八子委員

治山事業について、工事等の対応が必要な24か所のうち、今回の2か所を選定した理由は何か。

森づくり課長

既に測量設計等が終了しており、すぐに工事の着手が可能な箇所として今回の2か所を選定し、本補正予算に計上させていただいた。その他22か所については、令和5年度当初予算に計上しており、認めていただければ来年度の早い時期に対応したい。

【付託議案に対する討論】

なし
